

陸上自衛隊の福利厚生に関する達を次のように定める。

平成21年12月22日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

陸上自衛隊の福利厚生に関する達

改正 平成25年3月29日 陸自達第33-3-1号

平成29年3月27日 達第33-3-2号

目次

- 第1章 総則（第1条-3条）
- 第2章 福利厚生業務（第4条-第8条）
- 第3章 部隊等の長の責任（第9条-第10条）
- 第4章 厚生委員会（第11条-第12条）
- 第5章 部外大会等（第13条-第14条）
- 第6章 家族支援・遺族援護に関する便宜供与（第15条）

附則

別紙

- 第1 福利厚生業務に関する細部項目
- 第2 厚生施設設置基準表

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における福利厚生に関し必要な事項を定め、もって陸上自衛隊の隊員の福利厚生に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）をいう。
- (2) 駐屯地業務隊等 駐屯地業務隊長及び駐屯地業務隊を置かない駐屯地あつては、当該駐屯地業務を担当する部隊等をいう。
- (3) 福利厚生業務の担当官 陸上幕僚監部人事教育部厚生課長、方面總監部人事教育部厚生課長、駐屯地業務隊の厚生科長又は駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、これに準ずる者をいい、家族支援及び遺族援護に関する業

務については、部隊等の長が指定する部課（科）等の長をいう。

（福利厚生）

第3条 陸上自衛隊の福利厚生は、陸上自衛隊の隊員の身心を健全にし、これに文化を享受させ、生活上の便益と援護を与え、もってその幸福を増進し、士気を高揚するとともに、隊務の能率を増進することを目的とする。

第2章 福利厚生業務

（福利厚生業務）

第4条 福利厚生業務の担当官は、隊員の福利厚生に関し、次の各号に掲げる業務（以下「福利厚生業務」という。）をつかさどるものとする。

- (1) 隊員の福利厚生のための施設の改善整備（他の所掌に属するものを除く。）
- (2) 隊員に適度の慰安と休養を与え、気力の充実を図るための厚生用品の供用その他健全な娯楽等の提供
- (3) 隊員の知力の増進、教養の向上及び良識のかん養を図るための文化活動の実施
- (4) 隊員の体力の向上及び相互の親和団結の強化に資するための運動競技等の奨励指導
- (5) 隊員の経済生活の効率化を図るための住宅のあっせん等
- (6) 隊員が安心して任務にまい進できる態勢を確立するための部隊及び隊員と隊員家族との連携等の家族支援並びに殉職者の遺族の援護に関する業務
- (7) その他隊員の福祉向上、士気の高揚、勤務能率の増進等のため必要と認められる業務（他の所掌に属するものを除く。）

（福利厚生業務の細部項目）

第5条 福利厚生業務の細部項目は、別紙第1に掲げるものとする。

（福利厚生業務の実施）

第6条 福利厚生業務については、次の各号に掲げるとおり実施するものとする。

- (1) 福利厚生業務に関する計画の作成
- (2) 別紙第1に定める福利厚生業務の実施に必要な諸施設の運営
- (3) 陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第7 1—5号）に定める厚生用品の管理
- (4) 各種同好会等に対する助成及び運営の指導
- (5) 各種住宅のあっせん、紹介、説明会等の実施
- (6) 家族支援

ア 平素においては、隊員及び隊員家族の意識高揚のための部内広報及び隊員指導、部隊と隊員家族の連絡態勢確立のための連絡網の整備及び情報提供、部隊と隊員家族及び隊員家族相互の交流施策等の実施

イ 各種行動時においては、支援窓口の確立、隊員家族への説明、連絡支援、

慰問品の追送支援等の実施

ウ その他、部隊等の長が家族の心身に配慮し必要と認められる業務の実施

(7) 遺族援護

ア 遺族会事務局・分会の事務支援、殉職隊員遺族名簿の作成・送付・保管、遺族との連絡、追悼式への案内・送迎、防衛弘済会が実施する遺族援護事業への協力、遺族援護募金関連業務等

イ その他、部隊等の長が遺族の心身に配慮し必要と認められる業務の実施

(8) その他福利厚生業務の実施

(計画の種類)

第7条 前条第1項に定める福利厚生業務に関する計画とは、福利厚生業務実施計画(厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画を除く。)、厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画をいい、各計画には、次に掲げる事項をそれぞれ含むものとする。

(1) 厚生活動計画

ア 種 目

イ 時 期

ウ 経 費

エ 実施要領の概要

(2) 厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画

ア 施設名又は品目

イ 年度整備目標

ウ 中期整備目標

エ 経 費

オ 実施要領の概要

(福利厚生業務の計画上の着意)

第8条 福利厚生業務の計画に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 駐屯部隊等の特殊事情及び隊員の趣味嗜好、隊員家族の要望等に合致していること。

(2) 努めて多数多層の隊員及び隊員家族が利用又は参加できるよう機会の均等性及び種目の多様性を有すること。

(3) 予算の使用に当たっては、極力消耗的なものを避け隊員の共用に供するための非消耗的なものの確保に努めること。

(4) 厚生施設の設置目標とする標準は別紙第2によること。

第3章 部隊等の長の責任

(部隊等の長の責任)

第9条 部隊等の長は、常に隊員及び隊員家族の希望、要求及び心理状態に留意し、適切な福利厚生を行わなければならない。

(方面総監の責任)

第10条 方面総監は、常に警備区域内に所在する駐屯部隊等における福利厚生業務の適正な実施について、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令(昭和34年陸上自衛隊訓令第44号)第11条第2項の規定に基づき、駐屯地業務隊等の長を指揮監督しなければならない。

2 方面総監は、隷下各部隊等の長が実施する福利厚生業務について、指揮監督しなければならない。

第4章 厚生委員会

(厚生委員会)

第11条 駐屯地業務隊等に厚生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、福利厚生業務の担当官その他所要の委員をもって組織する。

3 委員長及び委員(厚生業務の担当官である委員を除く。)は、駐屯地業務隊等の長が各駐屯部隊等の長と協議の上、当該部隊等に属する隊員のうちから指名するものとする。

4 駐屯地業務隊等の長は、厚生委員の選定に当たっては、努めて各駐屯部隊等並びに幹部、准陸尉、陸曹、陸士及び事務官等にわたるよう配慮するものとする。

5 厚生委員会は、努めて毎月1回開催するものとし、委員会の議事録その他の事務は福利厚生業務の担当官である委員が担当するものとする。

ただし、隊務運営上毎月の開催が困難な場合は、委員長の計画により変更することができる。

(委員会の審議事項)

第12条 委員会は、駐屯地業務隊等の長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申を行う。

- (1) 福利厚生業務の実施の具体的方法に関する事項
- (2) その他駐屯地業務隊等の長から諮問を受けた事項

第5章 部外大会等

(部外大会等の参加手続)

第13条 隊員は、福利厚生を目的として部外の各種団体等の主催する運動競技大会、演芸会等に参加し、又は出場しようとするときは、それぞれ順序を経た駐屯地司令の承認を受けなければならない。

2 駐屯地司令は、前項の承認が国又はこれと同等程度の単位団体等の主催にかかる国内的行事である場合及び国又はこれと同等程度の単位団体等若しく

は外国の主権にかかる国際的行事である場合は、方面総監（市ヶ谷駐屯地にあつては陸上幕僚長）に、順序を経て申請し、その承認を受けなければならない。

（参加又は出場を承認された隊員への便宜供与）

第14条 駐屯地業務隊等の長及び駐屯部隊等の長（運動競技会等の最寄りの駐屯地の業務隊等の長及び部隊等の長を含む。）は、前条にそれぞれ規定する承認を受けた隊員に対し、その隊員の運動競技場への往復その他必要な事項に関し、努めて便宜を供与するものとする。

第6章 家族支援・遺族援護に関する便宜供与

（家族支援・遺族援護に関する便宜供与）

第15条 部隊等の長は、家族支援及び遺族援護業務上適当と認められ、次の各号のいずれにも該当しない場合には、隊員家族及び遺族の車両の移動に関し便宜を供与することができる。

- (1) 社会通念上娯楽と認められる場合
- (2) 防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）及び陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第31-1号）に基づく広報に該当する場合

附 則

- 1 この達は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の福利厚生業務に関する達（陸上自衛隊達第33-1号）は、廃止する。
- 3 陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第98-5号）第4条第3項中「陸上自衛隊の福利厚生業務に関する達（陸上自衛隊達第33-1号）第8条」を「陸上自衛隊の福利厚生に関する達（陸上自衛隊達第33-3号）第14条」に改める。

附 則（平成25年3月29日陸上自衛隊達第33-3-1号）

- 1 この達は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第98-5号）第4条第3項中「陸上自衛隊の福利厚生に関する達（陸上自衛隊達第33-3号）第14条」を「陸上自衛隊の福利厚生に関する達（陸上自衛隊達第33-3号）第14条及び第15条」に、「厚生活動上」を「福利厚生業務上」に改める。

附 則（平成29年3月〇日陸上自衛隊達大33-3-〇号）

別紙第1（第5条関係）

福利厚生業務に関する細部項目

	細 部 項 目	対象となる種目等
1	施設の改善整備に関する事項	図書室、読書室、娯楽室、運動競技施設、映画場、厚生センター、託児施設等
2	各種文化文芸活動に関する事項	(1) 映画、演劇、音楽、吟詠、謡曲、写真、囲碁、将棋、演芸、短歌、俳句、書道、茶道、華道、絵画、手工芸等の指導奨励 (2) 文化文芸に関する同好会の結成及び展覧会、鑑賞会、撮影会の開催等 (3) 学芸、美術、文芸等の講座、講習、研究会、講演会の開催及び通信教育の受講等
3	各種運動競技に関する事項	(1) 野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、庭球、卓球、バドミントン、水上競技（水泳を含む。）、陸上競技、ボクシング、レスリング、柔道、剣道、合気道、空手、銃剣道、相撲、弓道、スキー、スケート、重量挙げ、フェンシング、射撃、ハイキング等の指導奨励 (2) 上記運動競技に関する同好会の結成、競技会の開催等
4	住宅のあっせん等に関する事項	各種住宅、マンション等のあっせん、紹介等
5	家族支援に関する事項	隊員家族に対する部隊等の情報提供、部隊と隊員家族の交流、隊員と隊員家族の連絡支援等
6	殉職者の遺族援護に関する事項	遺族会の運営支援、遺族の実情把握、追悼式等への遺族の招へい等に関する事。
7	その他福利厚生業務に関する事項	その他隊員の福祉向上、士気の高揚、勤務能率の増進等のため必要と認められる業務（他の所掌に属するものを除く。）

厚生施設設置基準表

施設名称	整備標準
陸上競技場	1/駐屯地
ラグビー場	1/駐屯地
サッカー場 (ハンドボール場兼用)	1/駐屯地
庭球コート	2/駐屯地
バレーコート	2/駐屯地
バスケットコート	2/駐屯地
野球場	1/駐屯地
武道場	1/駐屯地
卓球場	1/駐屯地
レスリング場	1/駐屯地
ボクシング場	1/駐屯地
弓道場	1/駐屯地
相撲場	1/駐屯地
娯楽室	1/駐屯地
図書室	1/駐屯地
読書室	1/駐屯地
映画場	1/駐屯地
工作室	1/駐屯地
売店	1/駐屯地

その他、駐屯地司令、福利厚生業務の担当官等が必要と思われる施設